

吸収分割に係る事前開示書面

2021年10月27日

東京都世田谷区用賀四丁目10番1号
株式会社セレス
代表取締役社長 都木 聡

1. 吸収分割契約の内容

株式会社セレス（以下「分割会社」といいます）及び株式会社アドヴァンテージ（以下「承継会社」といいます）が2021年10月26日付で締結した吸収分割契約の内容は、別紙1のとおりです。

なお、本件分割は、分割会社においては会社法第784条第2項に定める簡易分割となります。

2. 分割対価の定め相当性等に関する事項

本件分割に際しては、吸収分割契約に従い、承継会社は分割会社に対して承継する権利義務に代わる対価として、金20百万円を交付する予定です。本件対価金額につきましては、承継する権利義務の分割契約締結時点での価値及び承継対象事業の将来の事業性に関して、両社協議の上、決定したものであり、相当であると判断しております。

3. 株式を分割会社の株主に交付する旨の決議に関する事項

該当事項はありません。

4. 新株予約権の定め相当性等に関する事項

該当事項はありません。

5. 承継会社についての次に掲げる事項

(1) 最終事業年度に係る計算書類等の内容

別紙2のとおりです。

(2) 最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等の内容

該当事項はありません。

(3) 最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

該当事項はありません。

6. 本吸収分割が効力を生ずる日以後における分割会社及び承継会社の債務の履行の見込みに関する事項

本吸収分割後の分割会社及び承継会社の資産の額は負債の額を上回ることが見込まれており、財務及び損益の状況についても、当社及び承継会社の負担すべき債務の履行に支障を及ぼすような事態は予測されておらず、本吸収分割後の債務の履行に特段の支障はないものと判断しております。

以上

吸収分割契約書

株式会社セレス（以下「分割会社」という。）と株式会社アドヴァンテージ（以下「承継会社」という。）は、分割会社が求人サイト「モッピーバイト」運営事業（以下「本事業」という。）に関して有する権利義務を承継会社に承継させる吸収分割に関し、以下のとおり吸収分割契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第 1 条（吸収分割）

分割会社は、本契約の定めに従い、吸収分割（以下「本分割」という。）により、本事業に関して有する本権利義務（第 3 条第 1 項において定義する。以下同じ。）を、効力発生日（第 5 条において定義する。以下同じ。）に、承継会社に承継させ、承継会社は、これを分割会社から承継する。

第 2 条（商号及び住所）

本分割に係る吸収分割会社及び吸収分割承継会社の商号及び住所は、それぞれ次のとおりである。

(1) 吸収分割会社

商 号：株式会社セレス

住 所：東京都世田谷区用賀四丁目 10 番 1 号

(2) 吸収分割承継会社

商 号：株式会社アドヴァンテージ

住 所：神奈川県横浜市港北区新横浜 2-5-19

アプリ新横浜ビル 6 階

第 3 条（承継する権利義務）

1. 本分割により承継会社が分割会社から承継する資産、債務その他の権利義務（以下「本権利義務」という。）は、別紙「承継権利義務明細表」のとおりとし、別紙に記載のない権利義務は承継しない。
2. 分割会社及び承継会社は、本権利義務のうち、その移転又は対抗要件具備のために登記、登録、通知、承諾その他の手続を必要とするものについては、効力発生日後、相互に協力して遅滞なくその手続を行う。
3. 本分割による分割会社から承継会社に対する債務の承継については、免責的債務引受の方法による。
4. 承継会社は、本事業に係る知的財産権（商標「モッピーバイト」を含むが、これに限らない）が本権利義務には含まれないことを確認する。なお、分割会社は、本事業にのみ利用することを条件に、承継会社が商標「モッピーバイト」を以下に定める期間および態様にて利用することを承諾する。その場合の利用料は無償とする。

(1)効力発生日から 2022 年 3 月 31 日まで：商標「モッピーバイト」をサービス名として

利用

(2)2022年4月1日から2022年9月30日まで：承継会社が選定する新しい商標に、旧名として商標「モッピーバイト」をサービス名として利用

5. 承継会社は、本事業に係るドメイン (<https://moppy-baito.com/>) が本権利義務に含まれないことを確認する。なお、分割会社は、本事業にのみ利用することを条件に、承継会社が当該ドメインを利用することを承諾する。その場合の利用料は、効力発生日から3年間は無償とし、その後は年額10万円とし、効力発生日から3年を経過した日に、その後の1年分の年額利用料及びその消費税額を第4条第2項に定める銀行預金口座に振り込む方法により支払う。
6. 承継会社は、いつでも当該ドメインの利用を中止することができる。なお、その場合でも、すでに分割会社に対して支払い済の利用料の返還を求めることはできない。
7. 分割会社は、当該ドメインを承継会社が利用している間、承継会社が当該ドメインを利用できる状態を維持できるよう努めるものとする。万一、当該ドメインの利用が不可能となる状況が発生した場合は、分割会社及び承継会社で協議の上、善後策を定めるものとする。

第4条（分割対価の交付）

1. 承継会社は、本分割に際して、本権利義務の対価として金20,000,000円を分割会社に対して支払う。
2. 承継会社は、前項の対価を、効力発生日に、分割会社が指定する下記銀行預金口座に振り込む方法により支払う。

記

銀行名：楽天銀行 ジャズ支店

口座種別：普通

口座番号：7006722

口座名義：株式会社セレス

第5条（効力発生日）

本分割がその効力を生ずる日（以下「効力発生日」という。）は、2021年12月1日とする。但し、本分割に係る手続の進行その他の事由により必要があるときは、分割会社及び承継会社は、合意の上、効力発生日を変更することができる。

第6条（分割承認決議等）

1. 承継会社は、2021年11月29日開催予定の株主総会において、本契約の承認を取得し、効力発生日の前日までに、債権者保護手続その他関連法令により必要となる手続を完了しなければならない。
2. 分割会社は、効力発生日の前日までに、本契約の承認を取得し、効力発生日の前日までに、債権者保護手続その他関連法令により必要となる手続を完了しなければならない。

い。但し、分割会社は、会社法第 784 条第 2 項の規定により、同法第 783 条第 1 項に定める株主総会の承認を省略することができる。

第 7 条（承継の通知）

分割会社及び承継会社は、効力発生日以降、承継契約の相手方に対して、分割会社、承継会社が合意する時期、方法及び内容にて、当該承継契約が本分割により分割会社から承継会社に承継されたことを通知するものとする。

第 8 条（競業避止義務）

分割会社は、効力発生日から 5 年間、自ら又は第三者をして、承継会社が承継する本事業と競合する事業を行わない。

第 9 条（善管注意義務）

1. 分割会社は、本契約締結の日から効力発生日に至るまで、善良なる管理者の注意をもって本事業の遂行及び財産の管理をし、承継会社の事前の承諾がない限り、本事業に係る財産若しくは権利義務又は本事業若しくは本分割に重大な影響を及ぼす行為を行わない。
2. 承継会社は、本契約締結の日から効力発生日に至るまで、分割会社の事前の承諾がない限り、本事業に係る財産若しくは権利義務又は本事業若しくは本分割に重大な影響を及ぼす行為を行わない。

第 10 条（費用・公租公課）

本権利義務のうち、その移転又は対抗要件具備のために必要な登記、登録、通知、承諾その他の手続に要する登記費用その他一切の各当事者において発生する費用は、分割会社及び承継会社が別段の合意する場合を除き、各自の負担とする。

第 11 条（本契約の変更、解除及び終了）

本契約締結の日から効力発生日に至るまでの間に、(i)天災地変その他の事由により、分割会社若しくは承継会社の財産状態若しくは経営状態に重大な変動が発生し若しくは判明した場合、(ii)本契約に従った本分割の実行に重大な支障となりうる事象が発生し若しくは判明した場合、又は(iii)第 6 条に定める手続が完了しなかった場合には、分割会社及び承継会社は、本契約を解除することができる。

第 12 条（損害賠償）

分割会社及び承継会社は、本契約に関して、相手方の故意又は過失により損害が生じたとき（第 10 条に基づき本契約が解除されたか否かを問わない）は、その生じた損害を相手方に対して請求することができるものとする。

第 13 条（協議事項）

本契約に定めるもののほか、本分割に際し必要な事項は、本契約の趣旨に従い、分割会社及び承継会社で協議の上、これを定める。

第 14 条（合意管轄）

本契約に起因又は関連して紛争が生じたときは、その訴額に応じて東京地方裁判所又は東京簡易裁判所を第一審の管轄裁判所とすることに、分割会社及び承継会社は合意する。

本契約の成立を証するため、本書 2 通を作成し、分割会社承継会社双方記名押印の上各 1 通を保有する。

2021 年 10 月 26 日

分割会社：東京都世田谷区用賀四丁目 10 番 1 号

株式会社セレス

代表取締役社長 都木 聡

承継会社：神奈川県横浜市港北区新横浜 2-5-19 アプリ新横浜ビル 6 階

株式会社アドヴァンテージ

代表取締役 中野 尚範

別紙 承継権利義務明細書

分割会社は、令和3年9月30日現在の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とし、これに効力発生日の前日までの増減を加除した、以下に記載する資産、負債及びその他の権利義務（法令上承継可能なものに限る。）を、効力発生日において承継会社に承継させ、承継会社はこれを承継する。

1. 承継する資産

- (1) 本事業に係るソフトウェア
- (2) 本事業に係る管理画面情報
- (3) 本事業に係るASP管理画面情報
- (4) 本事業に係るソースコード
- (5) 本事業に係るデータ
- (6) 本事業に係るコンテンツ内容
- (7) 本事業に係るデザインデータ
- (8) 本事業に係る個人情報

2. 承継する負債

本分割に際して負債は承継しない。

3. 承継する労働契約

本分割の効力発生日において本事業に従事する分割会社の従業員の雇用契約上の地位およびこれらの契約に基づき発生する権利義務は、承継会社に承継されず分割会社にとどまる。

4. 承継する契約（以下で「契約」という場合は、その名称形式を問わず当事者間の合意を意味し、これに付帯する合意及び一切の権利義務を含むものとする。）

本事業に係る顧客との契約、その他、本件分割の効力発生日において分割会社が締結している本事業にかかる一切の契約（以下「承継契約」という。）。但し、承継契約に関し、効力発生日の前日以前の原因に基づき発生した権利義務は承継しないものとし、分割会社及び承継会社において必要な精算を行うものとする。

5. 本事業に係る業務の引継

分割会社は本事業に係る業務の引継（本事業運営に必要となるマニュアル等の提供を含む）を承継会社に対して行うものとする。引継期間は効力発生日以降6か月間とし、当該引継作業に必要な人件費及びその他諸経費については、第4条で示される分割対価に含まれるものとする。

以 上

貸借対照表

令和 3年 3月31日 現在

株式会社アドヴァンテージ

(単位： 円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
【流動資産】	995,342,091	【流動負債】	139,769,157
現 金 ・ 預 金	854,334,924	未 払 金	110,171,147
売 掛 金	126,516,569	未 払 法 人 税 等	576,700
貸 倒 引 当 金	-760,000	未 払 費 用	24,793,866
前 渡 金	1,818,700	預 り 金	4,227,444
未 収 入 金	916,359	【固定負債】	817,645,000
前 払 費 用	475,087	長 期 借 入 金	817,645,000
未 収 消 費 税 等	8,664,100	負 債 の 部 合 計	957,414,157
証 券 口 座 預 け 金	3,376,352	純 資 産 の 部	
【固定資産】	42,488,777	【株主資本】	80,416,711
【有形固定資産】	2,258,804	資 本 金	40,000,000
建 物 附 属 設 備	925,927	利 益 剰 余 金	74,230,223
工 具 器 具 備 品	3,762,563	そ の 他 利 益 剰 余 金	74,230,223
減 価 償 却 累 計 額	-2,429,686	繰 越 利 益 剰 余 金	74,230,223
【無形固定資産】	211,500	(うち当期純損失金額)	52,277,879
ソ フ ト ウ ェ ア	211,500	自 己 株 式	-33,813,512
【投資その他の資産】	40,018,473	純 資 産 の 部 合 計	80,416,711
投 資 有 価 証 券	21,710,000	負 債 及 び 純 資 産 合 計	1,037,830,868
出 資 金	20,000		
敷 金 保 証 金	8,488,608		
差 入 保 証 金	5,940		
長 期 前 払 費 用	3,254,417		
保 険 積 立 金	6,386,500		
会 員 権	71,000		
積 立 配 当 金	82,008		
資 産 の 部 合 計	1,037,830,868		

損 益 計 算 書

自 令和 2年 4月 1日
至 令和 3年 3月31日

株式会社アドヴァンテージ

(単位： 円)

科 目	金 額	
【売上高】		
売 上 高	945,788,913	
売 上 高 合 計		945,788,913
【売上原価】		
外 注 費	598,121,913	
合 計	598,121,913	
商 品 売 上 原 価		598,121,913
売 上 原 価		598,121,913
売 上 総 利 益 金 額		347,667,000
【販売費及び一般管理費】		
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費 合 計		433,972,121
営 業 損 失 金 額		86,305,121
【営業外収益】		
受 取 利 息	7,993	
受 取 配 当 金	359,400	
有 価 証 券 売 却 益	1,326,500	
雑 収 入	8,960,460	
貸 倒 引 当 金 戻 入 益	760,000	
営 業 外 収 益 合 計		11,414,353
【営業外費用】		
支 払 利 息	6,909,006	
雑 損 失	498,316	
営 業 外 費 用 合 計		7,407,322
経 常 損 失 金 額		82,298,090
【特別利益】		
投 資 有 価 証 券 売 却 益	3,000,000	
賞 与 引 当 金 戻 入 益	39,682,482	
特 別 利 益 合 計		42,682,482
【特別損失】		
固 定 資 産 除 却 損	12,085,571	
特 別 損 失 合 計		12,085,571
税 引 前 当 期 純 損 失 金 額		51,701,179
法 人 税 等		576,700
当 期 純 損 失 金 額		52,277,879

株主資本等変動計算書

自 令和 2年 4月 1日
至 令和 3年 3月31日

株式会社アドヴァンテージ

(単位： 円)

【株主資本】

資 本 金	当期首残高		40,000,000
	当期末残高		40,000,000
利 益 剰 余 金			
その 他 利 益 剰 余 金			
繰 越 利 益 剰 余 金	当期首残高		126,508,102
	当期変動額	当期純利益金額	-52,277,879
	当期末残高		74,230,223
利 益 剰 余 金 合 計	当期首残高		126,508,102
	当期変動額		-52,277,879
	当期末残高		74,230,223
自 己 株 式	当期首残高		0
	当期変動額	自己株式の取得	-33,813,512
	当期末残高		-33,813,512
株 主 資 本 合 計	当期首残高		166,508,102
	当期変動額		-86,091,391
	当期末残高		80,416,711
純 資 産 の 部 合 計	当期首残高		166,508,102
	当期変動額		-86,091,391
	当期末残高		80,416,711